

## うつのみや産業パーク整備促進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市の交付するうつのみや産業パーク整備促進補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、市が定める「市街化調整区域の地区計画制度運用指針」における類型別地区計画決定基準に定める産業団地型の運用区域において、地区計画制度を活用した産業団地整備における公共施設整備に要する費用の一部を補助することにより、市街化調整区域の新産業団地の整備を促進し、工業団地周辺等の産業拠点化の実現に寄与することを目的とする。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、産業団地型の地区計画制度の運用区域において地区計画制度を活用し産業団地整備を行うものとし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地区計画制度を活用した産業団地整備において他の補助を受けていないこと
- (2) 市税を滞納していないこと

### (補助対象区域)

第4条 補助の対象となる区域は、「市街化調整区域の地区計画制度運用指針」に定める産業拠点（8地区）周辺の地区計画運用区域であり、既存工業団地の外縁又は宇都宮インターチェンジの乗り入れ口若しくは料金徴収所から半径1キロメートル以下の範囲内に過半が含まれる区域とする。

### (補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業は、産業団地型の地区計画制度を活用した産業団地整備であって、将来、市街化区域に編入することが見込まれる事業とし、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 市街化区域に連続する場合 事業面積が5ヘクタール以上の事業
- (2) 市街化区域に連続しない新市街地（飛び市街地）の場合 事業面積が20ヘクタール以上の事業

(補助対象施設)

第6条 補助金の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）政令第7条の4の規定に基づく地区施設に定め、市の管理に帰属するものとし、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる費目に応じ、当該各号に定める基準に準拠して積算された積算額又は対象施設に係る工事及び調査の請負額のいずれか少ない額に2分の1を乗じた額（1,000円未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとする。）を限度とする。

- (1) 別表アからエまでに掲げる工事費・調査費 原則として当該年度の土木工事標準積算基準書（道路工事設計基準・一般に公表している工事費の積算に関する基準等も含む。（以下「積算基準」という。））により積算することとする。
- (2) 別表オに掲げる用地費 公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱により積算することとし、これにより難しい場合の積算は、市長と事前に協議して決定することとする。なお、限度額は、都市計画として決定された地区施設に係る用地のうち当該用地費相当の面積を適正に算出された土地評価額単価に乗じた額の2分の1とする。

(事前協議書の提出)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市計画法第16条第3項の規定に基づく地区計画等の申出の1か月前までに、事前協議書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、事前協議書の提出を受けたときは、事前協議書受理通知書により申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第9条 申請者は、次に掲げる書類を添えて、前条第1項に規定する補助金交付申請書を市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収入支出の予算（全体事業及び当該年度申請部分の資金計画書）
- (3) 交付を受けようとする補助金の算出の基礎
- (4) 工事の施行に当たって、実施計画書（位置図及び配置図）
- (5) 地区計画の都市計画決定、事業認可又は開発行為に関する証明書
- (6) 法人登記簿謄本（個人の場合は営業証明書）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書が提出されたときは、速やかに該当申請書の内容を審査し、その結果を交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(交付申請の変更等)

第11条 申請者は、第9条に規定する補助金交付申請書の内容を変更又は中止しようとするときは、補助金交付申請変更・中止届出書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 申請者は、当該年度申請分の工事が完了したときは、完了した日から起算して15日を経過した日又は補助金交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類を添えて、実績報告書及び収支決裁書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該期日を延長することができる。

- (1) 竣工図及び整備前後の写真
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 領収証書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

(交付金の額の確定)

第13条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を精査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、交付額の確定をしなければならない。

2 市長は、補助金の交付額を確定したときは、交付金確定通知書（以下「確定通知書」という。）により、申請者に対し交付額の確定について通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 確定通知書の送付を受けた申請者は、速やかに市長に補助金交付申請書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定及び交付額の確定を取り消すものとする。

- (1) 規則その他関係法令に反したとき
- (2) 申請兼実績報告書及びその添付書類の内容に虚偽があったとき

2 市長は、前項の規定による取消を行った場合は、交付決定取消通知書により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、当該取消しに係る補助金の返還を命じるものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文（令和4年8月1日告示第222号）

この要綱は、令和4年8月1日から適用する。

別表（第6条関係） 補助対象施設の範囲

対象施設	補助対象の範囲	備考
ア 道路	区域内の道路は原則9.0m以上とし、既存集落等の道路については6.0m以上を整備する道路整備に要する費用	区域面積によって、開発行為等審査基準による道路の幅員を確保すること。
イ 公園施設	1,000㎡以上の公園施設（公園、緑地、広場）を1カ所以上（区域の面積が20ヘクタール以上は2カ所以上）かつ面積合計が地区面積の3%以上の公園施設整備に要する費用	
ウ 調整池	施行者による負担がやむを得ないと認められる場合、調整池整備に要する費用	
エ 調査業務費	別表の内、ア・イ・ウの整備に伴い必要となる埋蔵文化財等調査に要する費用	
オ 用地費	別表の内、ア・イ・ウの整備に伴い必要となる用地買収の相当費用	